【規程番号　神女短Ⅳ－002】

神戸女子短期大学学長候補者選出規程

（目　的）

第１条　この規程は、神戸女子短期大学学長任用規程（以下「任用規程」という。）第 4 条第 1 項の規定に基づき学長を選考するに際して、学長候補者の選出について必要な事項を定めるものとする。

（責任等）

第２条　常任理事会は、任用規程第 4 条第 1 項の規定に基づき理事会が公表した次期学長に求める職務及び学長像（以下「学長像等」という。）の実現が期待できる学長候補者を学内外から、この規程で定める手続に基づき責任をもって選出する。

２　学長候補者の選出は、常任理事会が自ら行うことを基本とするが、学内の意見を参考とするため、学内の教員又は学園内の職員から、学長候補者の推薦を受け付けることができるものとする。

（選出事務の開始）

第３条　常任理事会は、学長の任期が満了する場合は、当該学長の任期が満了する 6 か月前までに学長候補者の選出事務を開始しなければならない。ただし、学長が急遽欠員となった場合は、直ちに、学長候補者の選出事務を開始するものとする。

（学内候補者の推薦）

第４条　第２条第２項の規定に基づく学内の教員又は学園内の職員からの推薦については、被推薦者は学内の教授（任期満了までに定年を迎える教授は対象外とする。）とし、推薦者は学内の教授、准教授、講師、助教又は学園内の職員（行吉学園給与規程別表第５に定める管理職の職員とする。）の中から２名とする。ただし、推薦者は、被推薦者１名につき２名に限るものとする。

２　前項の推薦は、理事会による学長像等が公表されてから 10 日以内に受付を開始し、受付期間は 20 日以上とする。なお、常任理事会は受付期間及び受付方法を公表するものとする。

３　学内の教員又は学園内の職員は、学長候補者を推薦するに際しては、推薦者の推薦理由、被推薦者の所信を記載した書類を常任理事会へ提出するものとし、これらの書類を受理した常任理事会は、受付期間終了後、受理した書類を公表するものとする。

（選　出）

第５条　常任理事会は、自らがリストアップした学長候補者及び学内推薦におけるすべての被推薦者について書類審査を行い、適宜、面接等を実施して、理事会に推薦する学長候補者を選出するものとする。

（選出の特例）

第６条　常任理事会は、特に必要があると認めた場合、第４条及び前条の手続を踏むことなく、学長候補者を選出し、理事会に推薦することができるものとする。

（諮　問）

第７条　常任理事会は、第５条の規定に基づき自らがリストアップした学長候補者を理事会に推薦する場合、あるいは、前条の規定に基づき学長候補者を選出し、理事会に推薦する場合にあっては、当該学長候補者について理事会に推薦する前に必ず評議員会に諮問を行うこととする。

（公　表）

第８条　常任理事会は、任用規程第４条第１項の規定により理事会において学長が選考された場合にあっては、理事会に推薦した者の責務として学長の略歴、所信及び選考理由を速やかに公表するものとする。

（改　廃）

第９条　この規程の改廃は、常任理事会の議を経て理事長が行う。

附　則

１　この規程は、平成 28 年９月１日から施行する。

２　この規程の施行に伴い、従前の神戸女子短期大学学長候補者選考規則及び神戸女子短期大学学長候補者選考手続細則は廃止する。